

長水管総第 224 号
令和 7 年(2025 年)10 月 1 日

長門市上下水道事業審議会

会長 西 島 武 様

長門市長 江 原 達 也
(上下水道局)



長門市における適正な水道料金のあり方について(諮問)

長門市上下水道事業審議会条例(平成 17 年条例第 156 号)第 2 条の規定に基づき、「長門市における適正な水道料金のあり方」について、貴審議会に諮問します。

(諮問理由)

本市の水道事業は、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を定め、人口減少、施設の老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、「いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道」を将来像として、市民生活に必要不可欠な水道事業の継続に向けて経営健全化に取り組んでおります。

また、将来にわたり、いつでも供給し続ける水道事業であり続けるため、「安全・安心」、「持続」、「強靱」の 3 つの経営目標を定めており、災害時などの際も衛生的な水道水が供給できるように老朽施設の更新や耐震化など、水道施設の強化を図っております。

しかしながら、今後も、人口減による水道料金収入の減少が見込まれる中、これらの経営目標に向けて経営の安定化を図る必要があり、水道水の安定供給のための水源確保はもちろん、水道施設のダウンサイジングや再編を見据えながら、施設の更新・耐震化を進めていかなければなりません。また、水道水の安全面では、クリプトスポリジウム等の病原体への対策設備の整備も進める必要があり、これら水道事業における建設改良費の財源確保も重要な課題となっています。

このため、令和 7 年 3 月には「経営戦略」の見直しを行い、健全な企業経営に努めることとしておりますが、物価高騰による経費の増嵩や、人口減などによる料金収入の減少などは今後も続くものと予測され、経営はより一層厳しいものになると見込んでおります。

つきましては、将来にわたり水道事業の持続可能な運営を行うため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を求めます。